

A I カメラ人流分析システム構築業務委託 特記仕様書

1 件 名

A I カメラ人流分析システム構築業務委託

2 履行場所

福島市 栄町 外 地内

3 契約期限

契約日から令和8年3月18日（水）まで

4 適用範囲

本特記仕様書は、福島市が委託する「A I カメラ人流分析システム構築業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

5 業務の目的

本業務は、街なかの主要な通りにA I カメラを設置し、人流交通分析システムを構築することにより、年間通して歩行者通行量等を把握し、イベントや社会実験等の施策の効果検証、回遊性・滞留性の向上に向けた施策の検討に活用する。

6 業務内容

（1）業務概要

本業務は、例年調査員の人力により計測している通行量（歩行者等）調査について、カメラを常設・撮影し、画像から通行量を算出するとともに、通行量分析の手法の検討からオープンデータ化までの一連のシステム構築を行うものである。

（2）計画準備

受注者は契約締結後速やかに、以下の内容を記載した業務実施計画書を発注者に提出すること。

- 1）業務スケジュール
- 2）業務実施体制図
- 3）業務運営方法
- 4）その他発注者が必要と認める事項

（3）A I カメラの設置

1）設置のための現地調査、関係機関協議

A I カメラを設置する場所の選定のため現地調査を行うほか、関係機関（電力、NTT、地元商店街）へ設置に必要な手続きを行う。※事前に発注者で説明（協議）を行います。

- 2) 以下の8カ所に常設カメラを設置するものとする。(発注者協議のうえ、令和8年3月18日までに設置、動作確認、検査を完了すること。) なお、必要に応じて1カ所あたり複数台のカメラ設置も可とする。(別紙、カメラ設置場所)
 - ①駅前通り(パラカ福島市栄町第3駐車場付近)、②レンガ通り(チェンバおおまち付近)、③県庁通り(小島パン店付近)、④並木通り(コロール付近)、⑤パセオ通り(北日本銀行付近)、⑥文化通り(ファーストパーク福島置賜町第4駐車場付近)、⑦市道本町・上町線(まちなか広場付近)、⑧市道太田町5号線(ザ・セレクトン福島付近)
 - 3) 設置箇所は、原則として屋外の既設電柱や街灯を想定しているが、これによりがたい場合には、発注者協議のうえ決定する。
- (4) 人流分析システム(データベース)の構築
- 1) 取得するデータ
 - ①通りの双方向の通行量(歩行者 / 自転車)
 - ②通行人の性別
 - ③通行人の年齢(年代) ※5区分以上
 - 2) データの取得(分析)時間
午前06時00分から午前0時00分までを含む18時間以上(通年実施)
なお、データ集計の間隔は、1時間単位以下で設定すること。
- (5) オープンデータ化システムの構築
- 1) データの視覚化等
AIカメラで取得したデータは、原則として翌日までに専用の管理画面(以下「ダッシュボード」という。)で閲覧可能な状態にすること。
1日1回ダッシュボードへ出力、解析時間は連続した18時間以上とする。
 - 2) ダッシュボードは、方向別・性別・年代別(5区分以上)の通行量調査、人流マップ、グラフ等を閲覧可能なことにすること。
 - 3) 管理者によるデータの閲覧、管理・出力については、IDやパスワードの設定等により利用に制限が行えるようにすること。
 - 4) データを広く市民が閲覧、取得できるよう市ホームページ内にダッシュボードに遷移するもの(バナー等)を設置する。
なお、詳細な仕様については発注者との協議により決定するものとする。

7 成果品

- (1) AIカメラ人流分析システム一式
- (2) AIカメラ人流分析システム構築図(※但し、技術的に開示出来ない箇所は簡略表記可)
- (3) AIカメラ人流分析システム利用手引書
- (4) AIカメラ人流分析システムで解析・集計した試験データ一式
- (5) ダッシュボード内容一式
- (6) 業務報告書(※システム整備後のAI精度確認の項目を含めること)

8 留意事項

- ①個人のプライバシー保護との調和を図るため、A I カメラの撮影区域を設置目的の達成に必要な最小限の範囲となるように調整すること。
- ②A I カメラ人流分析システムで取り扱うデータを内蔵するA I カメラについては、記録媒体を安易に持ち出しできないように、設置すること。
- ③管理者の許可を得た者以外にA I カメラ及び記録媒体の取扱いをさせないこと。
- ④A I カメラ人流分析システムの運用に必要な環境（Web サーバー、通信に必要なネットワーク機器、A I カメラ及びソフトウェア等）は、受注者が全て用意すること。
- ⑤A I カメラ人流分析システムの構築に必要な工事及び道路使用などの許可申請等は受託者が行うこと。また、その申請等に必要な経費も受注者にて負担すること。
- ⑥A I カメラ人流分析システムの構築に必要な、土地・建物の所有者や周辺住民等との調整は原則として受注者が行うこと。
- ⑦A I カメラ人流分析システムの稼働に必要な電力設備及び通信設備の設置等は受託者が行うこと。
- ⑧A I カメラ人流分析システムの構築にあたっては、将来的に他のシステム（Project PLATEAU 等）と連携することも想定し、拡張性や柔軟性を確保すること。
- ⑨A I カメラ等の設置にあたっては、将来的に設置箇所を変更することも想定されるため、移設の際の負担が過重とならないよう留意すること。
- ⑩A I カメラ人流分析システムで取り扱うデータは、個人情報の保護に関する法律ほか関係法令等を遵守して取り扱うこと。
- ⑪A I カメラ人流分析システムで取り扱うデータの漏えい、滅失、き損または流出等の防止、その他の安全管理を徹底するために、保管期間は原則としておおむね1ヶ月以内で必要な期間を定め、当該期間経過後は速やかに画像の消去または記録媒体の破砕等の処理を行うこと。
- ⑫A I カメラ人流分析システムの設置場所については、管理者の許可を得た者以外の立ち入りを禁止する等の措置を講じ、画像データの外部漏えい等を防止すること。
また、設置場所以外への持ち出しを禁止すること。
- ⑬データは、時間帯別、日別、週別、月別、曜日別等の単位で閲覧、出力できるようにすること。
- ⑭データベースに保存するデータは、個人の特定につながる情報を含まないこと。
- ⑮ダッシュボードは、グラフによる表示など視覚的に分かりやすいものとする。
また、パソコン、スマートフォン、タブレットそれぞれのブラウザにおいて、整った体裁で適切に表示されるよう、レスポンシブデザインにすること。（Microsoft Edge、Google Chrome、Safari などの標準搭載ブラウザに対応すること）
- ⑯システム整備後のA I 精度について、受注者による精度確認を実施のうえエビデンスを発注者に対して提出すること。

9 その他

(1) セキュリティ対策

- ①障害・不正アクセスの監視および侵入防止等の仕組みを構築すること。
- ②第三者からのアクセスによる改ざん等を防止する制御機能を有し、安全性に考慮して運用できるようにすること。
- ③Web サーバー等を設置する施設においては、セキュリティ対策を徹底すること。
- ④情報漏えい・改ざん検知等に関する新たな脅威への対策、ソフトウェア等のバージョンアップやセキュリティパッチの適用等は受注者が実施することとし、安全性を常に確保すること。また、SSL/TLS 暗号化に対応させるなど、十分なセキュリティ対策を講じること。
- ⑤運用するサーバーおよびアプリケーション等については、既知の脆弱性への対策を施すこと。
- ⑥アクセスログ等の情報の保持・取得が可能であること。
- ⑦データのバックアップは 1 日 1 回以上実施可能なシステムとし、障害発生時には前回のバックアップ実施時点の状態に復元できる仕組みとすること。
- ⑧人流計測システムの死活監視をする仕組みや正常に稼働しなかった場合の稼働状況を確認できる措置を設けること。

(2) 通行人への周知

個人情報の保護の観点から、A I カメラ等の設置箇所周辺において、以下に掲げる事項を通行人に対して周知すること。なお、周知にあたっては、ステッカーや貼紙を掲示するなど、通行人が容易に確認できる方法を用いるとともに、可能な限り専門用語を使わず平易な表現とすること。

- (ア) A I カメラ等で撮影中であること
- (イ) 撮影の目的
- (ウ) 撮影データの処理方法
- (エ) データが個人の特定につながるものではないこと
- (オ) 管理者（発注者）の名称及びその連絡先

(3) その他留意事項

- ①A I カメラシステムで収集した情報については、著作権侵害等の問題を生じないように、しかるべき手続きを踏むこと。
また、従前より受注者又は第三者が著作権を有するものを除いて基本的に発注者が著作権を有するものとし、受注者は発注者の承諾なしに他に公表及び貸与、使用してはならない。
- ②本業務の一部を第三者に再委託する場合は、事前に発注者の承諾を得ること。
- ③本業務の「主たる部分」を再委託することはできない。
- ④発注者との協議等に使用する資料等については、原則として全て受注者が作成すること。

- ⑤本業務の履行の結果、受注者の責に帰すべき理由により発注者に対し損害を与えた場合は、その賠償の責めを負うものとする。
- ⑥本業務従事者は、業務の履行により知り得た事項を第三者に漏らし、又は自己のために利用してはならない。また、この契約が終了した後においても同様とする。
- ⑦本業務の遂行にあたっては、関係法令等を遵守するとともに、行政手続等が必要となる場合、原則として受注者において対応すること。
- ⑧本業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。
- ⑨受注者は本業務の総括責任者として主任技術者を定め、発注者の承認を得なければならない。
主任技術者は本業務内容に精通した者で、同業務の実績を有する者でなければならない。
- ⑩本仕様書に定めのない事項、あるいは疑義が生じた場合又は本仕様書により難しい事由が生じた場合は、発注者と協議し決定するものとする。

10 成果品の審査

- ①受注者は、業務完了後に発注者の成果品審査を受けなければならない。
- ②成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- ③業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

別紙 カメラ設置場所

